

全 員 協 議 会 記 録

令和2年2月25日(月)
13:29~15:10
全 員 協 議 会 室

〔出席議員〕

川神議長、佐々木副議長
三浦議員、沖田議員、西川議員、村武議員、川上議員、柳楽議員、串崎議員、
小川議員、野藤議員、上野議員、飛野議員、笹田議員、布施議員、岡本議員、
芦谷議員、永見議員、道下議員、田畑議員、西田議員、澁谷議員、西村議員、
牛尾議員

〔執行部〕

市 長、副市長、金城自治区長、旭自治区長、弥栄自治区長、三隅自治区長、
教育長、総務部長、地域政策部長、健康福祉部長、市民生活部長、産業経済部長、
都市建設部長、金城支所長、旭支所長、弥栄支所長、三隅支所長、教育部長、消防長、
上下水道部長、(広域行政組合事務局長)

〔事務局〕 局長、次長、議事係長

議 題

- 1 補正予算について
- 2 令和2年度当初予算について
 - (1)一般会計
 - (2)特別会計
 - (3)水道事業・工業用水道・公共下水道事業会計
- 3 執行部報告事項
 - (1) 次期自治区長の選任について 【地域政策部】
 - (2) 「歴史文化保存展示施設」の補足説明について 【教育委員会】
 - (3) 学校給食費の改定について 【教育委員会】
 - (4) その他
 - ①「アサヒテングストーンスキー場」運営会社の状況について 【旭支所】
 - ②しまねお魚センター施設の財産処分承認申請の経緯について 【産業経済部】
- 4 陳情について
- 5 政策討論会について
- 6 その他
 - (1)令和2年度議会報告会(地域井戸端会)日程等について
 - (2)令和2年3月浜田市議会定例会議のケーブルテレビ放送について
 - (3)その他

【詳細は会議録のとおり】

【会議録】

[13 時 29 分 開議]

川神議長 | ただいまから令和2年2月25日の全員協議会を開催する。本日は牛尾議員から欠席の連絡を受けている。
では早速議題に入る。

1 補正予算について

川神議長 | 執行部から補足説明はあるか。
(「なし」という声あり)

2 令和2年度当初予算について

(1) 一般会計

川神議長 | 執行部から補足説明をお願いします。

総務部長 | (以下、令和2年度当初予算説明資料をもとに説明)

地域政策部長 | (以下、令和2年度当初予算説明資料をもとに説明)

健康福祉部長 | (以下、令和2年度当初予算説明資料をもとに説明)

市民生活部長 | (以下、令和2年度当初予算説明資料をもとに説明)

産業経済部長 | (以下、令和2年度当初予算説明資料をもとに説明)

都市建設部長 | (以下、令和2年度当初予算説明資料をもとに説明)

消防長 | (以下、令和2年度当初予算説明資料をもとに説明)

教育部長 | (以下、令和2年度当初予算説明資料をもとに説明)

川神議長 | 一般会計が終わった。次に特別会計について。

(2) 特別会計

川神議長 | 担当課から補足説明はあるか。上下水道部長。
上下水道部所管の特別会計、農業集落排水事業、および漁業集落排水事業の事業概要について、予算説明資料によりご説明する。

上下水道部長 | (以下、資料をもとに説明)

川神議長 | 特別会計の補足説明が終わった。

(3) 水道事業・工業用水道・公共下水道事業会計

川神議長 | 補足説明はあるか。上下水道部長。
上下水道部長 | 水道事業の補足説明はない。工業用水道の事業概要について別冊の「工業用水道事業会計当初予算説明資料」により説明する。

(以下、資料をもとに説明)

川神議長

以上で議題2を終わる。

3 執行部報告事項

(1) 次期自治区長の選任について

川神議長

市長。

久保田市長

(以下、資料をもとに説明)

川神議長

ただいまの報告について議員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(2) 「歴史文化保存展示施設」の補足説明について

川神議長

市長。

教育部長

(以下、資料をもとに説明)

川神議長

この件について議員から質疑はあるか。

布施議員

4番のふるさと郷育における歴史文化支援施設の効果について。アンケートだが、浜田が好き、元気にしたい、将来帰ってきたいなどの項目について数字が出ている。部長からこの数字を高めていきたいという発言があった。なぜ浜田が好きなのかといった問いかけ項目があつての数字なのかお聞きする。

教育部長

実績の70パーセントに対するアンケートということによろしいか。

布施議員

数字が出ている。好きかどうかの70パーセントなのか、それともなぜ好きなのかといった項目があつての好きなのか。そういうものをとらえているかどうか。

地域政策部長

これは総合戦略を作成した時に調査したもの。自由記述の部分を拾うと、魚がおいしい、空気がおいしい、事件があまり起こらない、好きな人たちがいる、神楽、釣りができる、落ち着くなどが挙がっていた。個別の項目について設定した回答率までは調査していない。

布施議員

ふるさと郷育を大事にして将来本当に帰ってきたいという設問をするなら、内容を変えて。中高生なら自分の意見を持てる年齢だと思うので、そういったものをきちんととらえた上で、ふるさと郷育はこうすべきである、まだこのようにやっていきたいということが多いから、必要なのではないかとすることを数字としてとらえる時にはそういったものが必要だと思う。従来のアンケートそのままやると、数字ばかり高くなって本当にどうなのかといった時に、今みたいな内容だったということだったら、私らは中身を重視するので、その辺をしっかりとっていただきたいのだが、その辺はどのように考えておられるかお聞きする。

地域政策部長

先ほどは自由記述の部分だけ申し上げたが、実際には浜田の好きなどを項目立てて聞いている。高いほうから順に言うと、自然環境に恵まれている、友達など人間関係がある、生まれ育った場所である、家族や親がいる、歴史や伝統が豊かである。このような内容が出ている。細かな資料についてはまた次回お示ししたい。

川上議員

どう考えても設問と資料館との整合性がないので、整合するようになりたい。

歴史文化保存展示施設との兼務による人件費の効率化となっている。

これまではいかにも非効率だったように見えるのだが、その点はどのようなご判断なのか。

教育部長

設問についてはご提案いただいたようにしっかり次回検討させていただきたい。

人件費は、こういった表現をしているが、中には人数削減を含めて少し検討したいと思っている。決して余分な人がいたという意味ではない。効率化と書いてあるが、これまでが非効率だったのか。

川上議員
教育部長

効率化が100パーセントできていたかは分からないが、今回の造成に合わせて少し全体を見直したいと思っている。これは石正美術館規と合同開催ということもあるので、規模縮小に合わせて総人件費の中で調整したい。

川上議員

石正美術館には今まで人や時間が余っていたのかと見える。効率化と言う言葉を使うこと自体がおかしい、十分気をつけていただきたい。これが表に出てくると、あなたは何をしていたのだという話になる。

教育部長

誤解を招かない表現をするよう気をつける。私たちの思いは説明させてもらったとおりである。

三浦議員

4番について。先般からふるさと郷育の推進を目的としてこの歴史資料館の整備をされるのであれば、きちんと効果を検証すべきだと申し上げてきた。今回示されていて、考え方として先ほど部長から、浜田市が好きという項目の中には、自然がある、友達がいるなどいろいろな項目があって、その中に歴史文化があるという項目をご紹介されたと思う。直接的にはこの資料館を整備することによって、歴史文化に触れてもらう機会を充実させるということなら、浜田が好きな中にもいろいろな好きがあり、その中に歴史文化に通ずるところで好きと思っている子たちを相対的に増やしていく、それがこの事業の規模なのではないか。すると、この数字だけではなく、その中にあるこの項目について、この資料館を整備することによってこの場所に来た子たちが、来る前より浜田の歴史がよく分かった、浜田の文化に興味を持った、そういうところが変わっていくという数字を追いかけていかないと、この事業は検証できない。私はそこをずっと言っている。

せつかくこのように整備されるのであれば、そうしたところにしっかり数字が見えてくるような調査検証をしないといけないし、毎回、効果はどうだったのかと聞き続けていかなければならないし、定点観測していくことが事業効果を検証するには、大変必要なことだと思う。

このように出していただいたが、もう少し詰めてこの事業の検証方法をしっかり、早急に研究していただきたい。要望しておく。

教育部長

いろんな数字の検証については議員から提案をいただいております、今回歴史文化についての設問があったということなので、次回もその設問は当然入れていこうと思っている。検証の仕方については議員さんにもまたいろいろ教えていただければと思っているので、よろしく願います。

三浦議員

定期的に総合振興計画を作る時にやるのではなく、生徒さんが訪れて時間を過ごした後になんだったかを追っていかないと分からない。それを4年に1回などのタイミングで見直しては、この事業の検証は絶対にできないので、最終的に浜田が好きになった子達は何パーセントになったかは最終的なゴールであって、この事業がそれについてどのように

紐づいているかはその都度追いかけていく。これがKPIである。その数字の設定、目標の設定、事業の検証の仕方、これはしっかり検証していただき、この事業費をこれだけ使うことに対する効果をしっかり出していくことを示していただきたい。

教育部長

学校での利用を想定している。学年ごとにも違いがあると思う。終わった後のアンケート的なものも含め、いろいろな項目を入れる中で数字の検証をさせていただきたい。

川神議長

他にあるか。

(「なし」という声あり)

(3) 学校給食費の改定について

川神議長

教育部長。

教育部長

(以下、資料をもとに説明)

川神議長

この件について議員から質疑はあるか。

澁谷議員

全国自治体の中では、景気が回復して可処分所得が増えた市民が確実にいらっしやって、子供に栄養価の高い給食を食べさせるために、給食費を値上げしてくれという要望や陳情が出ている自治体がある。浜田市には出ているか。

教育部長

給食費についてあげて欲しいとの要望はない。

澁谷議員

先般も大阪市が学校給食費を無料にする、それくらい子育て支援をしないとどうにもならないと市長が言っておられるのをご存知か。

教育部長

全国の中には、給食費無償化しているところがあることは知っている。

(「なし」という声あり)

(4) その他

川神議長

その他、執行部から報告事項はあるか。

旭支所長

「アサヒテングストーンスキー場」運営会社の状況について

(以下、資料をもとに説明)

川神議長

ただいまの報告について質疑等はあるか。

布施議員

これまで人工降雪機がないと新聞に書かれていた。人工降雪機といったものに対する運営補助はこれまでであったのか。

旭支所長

第三セクターで運営していた時は県の補助で人工降雪機を入れていた。その後、人工降雪機の経費がばく大にかかるため維持費がまかなわれないため手放され、自然の雪で運営しておられた。近隣のスキー場も今頃はなるべく自然雪で運営していると聞いている。

布施議員

日本の雪は良いとって海外から訪れる方もいると聞いている。旭自治区として雪に特化した施策をする際、ここは欠かせない部分だと思う。自治区として今後の展開に関する構想があればお聞きしたい。

旭支所長

これまで雪を逆手に取った施策をしてきている。雪合戦もそうだ。今までスキー場が核となって温泉やイベントなどを組み立ててきた経緯がある。今後についての考えは今はないが、地域と話し合っ、またタイミングを見ながら雪を使ったイベントなどを地域の中で組み立てたい。

川神議長

他にあるか。

(「なし」という声あり)

前回の全員協議会にて澁谷議員から出された、執行部に対して文書の

真偽も含めて問合せがあった件に関してお答えいただきたい。

前回2月7日の全員協議会において澁谷議員、川上議員から、SNSに掲載されていた、浜田市長から島根県知事に申請した島根お魚センター施設の財産処分承認申請書にかかるご質問をいただいたことについて、説明させていただく。

まずこのたびの財産処分の手順について説明する。そもそも島根お魚センターの土地・建物を島根お魚センター運営会社である、株式会社浜田特産品センター（以下、会社）が浜田市へ譲渡するためには、市議会の議決と国の承認が必要だった。市議会については地方自治法第96条第1項第8号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産の取得についてその取得する財産と方法、価格、契約相手について議会の議決が必要となる。国については市議会の議決後に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、適化法）第22条の規定により、補助事業で取得した財産を処分するために国の承認を受けることが必要となる。

まずは令和元年6月議会において財産の取得についての議案を上程するために、会社と財産取得の内容を取り決める必要があったので、不動産売買契約を議会の議決がなされるまでは仮契約とするという規程をした契約締結を行った。そして6月19日に議会に上程し、7月4日に議決していただいた。

次に適化法の規定による財産処分の承認については、昨年初め頃から県を通じて国と申請手続きの協議を行っていたが、協議を行う中で議会中の6月20日に国からの指摘を受け、平成19年に会社が国への申請を承認を行わずにお魚センターの土地・建物を担保設定していたことが判った。

本来補助事業により取得された財産を担保設定する場合には、適化法に基いた申請を行い、抵当権が発動された時に財産が処分されないよう条件を付して承認されなければならない、と定められている。しかしながら平成19年当時は会社は承認の必要性の認識がないまま申請手続きを行っておらず、間接補助者である浜田市及び県の担当者もそのことに気づかなかった。

国の指摘を受けてすぐに県を通して国と協議を行った結果、今回本来の財産処分の申請と併せて担保設定の申請を行うことで承認していただける協議が整ったので、手続きを継続して行うこととした。また併せて、5月23日に市と会社で締結した不動産売買契約書においても、国の指導を受けて適化法に規定する承認を受けないと財産処分できないことを明確にするために、先ほど説明した、議会の承認後に成立するという規程に加えて、適化法第22条に規定する国の承認後に売買契約が成立する規程を追加する変更契約を結んだところである。

この間の手続きについては、令和元年6月議会の定例会議に財産処分の議案を上程した後に判明し、議決前までに速やかに処理が行ったところである。

このような経緯で、平成19年当時のことが判明してすぐに県を通じて国と協議して承認していただくことのご了解を得て、一連の手続きを行う準備が整ったので、6月議会へ上程した財産取得の承認、議決の要件には影響がないものと判断し、説明は行わなかった。

この後の経緯としては、令和元年7月4日に財産処分の議会の承認を受けた後に引き続き県を通じて国との協議を行い、申請書類の内容が整ったため適化法に基いた二つの申請を会社から市へ、市から県へ、県から国へ行き、9月25日に国から県へ、県から市へ、市から会社にそれぞれ承認されることができた。その際の市から県へ申請した書類が、SNSに掲載されたものである。これらの承認がなされたことにより、同日不動産売買の契約を正式に成立することができ、9月27日に売買代金の支払いを行い、登記の手続きを行って、会社から市に所有権が移転することになった。

13年前の平成19年に会社が担保設定に係る承認申請をしていなかったことは、法律に抵触する過失であり、当時その事実気づくことができなかった間接補助者である浜田市にも責任はあると認識している。6月議会において市議会にこういった説明をしなかった経緯は、先ほど申し上げたとおりだが、これら一連の手続きや判断に際しては担当課だけでなく、法令や文書事務を所管する総務課、そして顧問弁護士の助言を受けながら行ってきた。

今後とも補助事業等により取得した財産の処分等の手続きを行う際は、適化法はもちろんのこと、地方自治法や法令、ルール等を遵守し、本件同様の事態が起こらないよう適正な事務処理を務めてまいりたい。

今後とも手続きを行う際は適切な処理を行うよう気をつけたい。

澁谷議員

一見もっともらしい説明だが、極めて不誠実なところも感じる。9月13日に市長が丸山島根県知事に、財産処分の承認申請所を提出されている。その4日後に、島根県知事が江藤農林水産大臣に財産処分承認申請書を提出されている。これを見ると、間接補助者事業者の浜田市は事業実施主体である同社に対し、財産処分の承認を事前に受けるよう指導する立場にあったのに、当該補助事業で取得した財産の状況を適切に把握することができなかつたため、結果として国民の税金でまかなわれた財産に、農林水産大臣の承認を得ずに担保を設定することになったと。その後また、補助事業者の島根県は間接補助事業者及び事業主体の指導をする立場にありながら、このような事態になったことについて県として極めて遺憾であると自己批判して詫びている。

僕が一番引っ掛かるのは、この事案は法律に抵触する重大な過失であると島根県が認めている。法律に違反した重大な過失のある案件を6月議会において可決している。前代未聞で大変みっともない。なぜなら議会は審査機能があるから。それを果たしてない。ただ、常識的に見て出てくる議案は法律に則ったものだという大前提、紳士協定がある。出てくる議案をいちいち審査できないので、法に則った運営の仕方提案されたものだと思って、あとは費用対効果などを審議して判断している。法律に違反している議案が出るとは考えていない。議会に対して提案した執行部には責任があると思う。市長はその責任をどうお考えか。

久保田市長

13年前に起こったこと。その際はまだ仮契約だったことが判明し、国県の指導を受けて進めさせていただいた。間接管理者である浜田市が把握していなかったこと、議会にも報告できてなかったことをお詫びする。

我々も法令に則って仕事をしているつもりである。今後とも法令遵守に努めたい。

澁谷議員

このようなことにならないように浜田市から副市長と産業経済部長が会社の取締役役に就任されていたのだろう。そうでありながら議会に全く説明がないまま、後から聞いて話が出るとは非常に不誠実である。議会の名誉を棄損した事案であると思っている。どのように対応するかは議長団にご検討いただきたいのだが。

川神議長

問題があったことをチェックできないまま提出されたことはゆゆしき問題だと思う。あくまで執行部から出るものは法令遵守していると思っている。信頼関係があって審議ができる。我々も真摯に議案に向き合うが、出てくる議案が正しいものであってもらわないと不可能である。わずかな気の緩みや確認ができなかったことは大変残念である。お互い気を引き締めて議案に向き合わねばならない。執行部もより厳しく遂行してもらい、我々議員も危機管理に対して話し合いをして行きたいので、よろしく願います。

川上議員

産業経済部長からご説明いただいたが、このことが事実だとは私は思っていないので、経緯を一覧表で出していただきたい。既に何点か相違がある。本当に誠実に説明しているのかと言いたい。事実に基づいて説明していただかないと、いつまでも終わらない。私はこれまで情報公開請求でいただいた資料を持っている。違っていることは違っていると言う。それは直して、再度説明をいただきたい。事実は事実なりに誠意をもって説明をお願いします。

川神議長

説明の一部に事実誤認があるとの指摘が出た。この件は産業経済部長、川上議員両者と話して確認したい。

川上議員

先ほど説明された内容の経過を順立てて、一覧表に書いていただきたい。何月何日に何をしたか。順を追って書いてご説明をいただきたい。そしてそれを公開していただきたい。

川神議長
笹田議員

いまの話を時系列で整理していただきたい、まずそれをお願いします。
法を犯すと罰があるものではないのか。法律違反のまま進まれることは問題に感じる。我々が審議した内容がそういうものであれば問題である。どういった法律に触れて、処分を受けて、どのようにクリアになったのか、なっていないのか、そういう説明をいただきたい。

産業経済部長

適化法には、法令に違反した時は補助事業者等に対し当該間接補助金にかかる補助金等の交付の決定の一部を取り消すことができるという規定がある。今回の場合は財産処分、土地・建物自体を処分することが決まっており、13年前に担保申請をしていなかったことは法に触れているのだが、その前に財産をすべて処分するということがあったので、それを含めて国に了解いただいたのではないかと思う。

なお罰則規定については、公金横領や補助金横領には当然厳しい罰則が規定されている。この一部始終を弁護士と相談したが、重大な瑕疵があった場合にはこういった議決判断にも影響があるが、今回の議案はそういったことに該当しないという参考意見もいただいている。

笹田議員
産業経済部長
川神議長

県も国も認めて議決どおりにものごとが動いているのか。

そのように動いているのだと思う。

他にあるか。

(「なし」という声あり)

では議題を終了する。

執行部に対して議員から質問があるか。

西田議員 新型コロナウイルスについて。県内にはまだ情報がないが、時間の問題で島根県ならびに浜田市に感染者が発生する確率が高い。市は対策本部を設置しておられるが、万が一浜田市内に感染者が発生したら対策を万全にしていきたい。

もう1点、どこへ行ってもマスクが全くない。前回の全員協議会の後に協議され、浜田市関連の中国都市に1万枚送る件は早く対応されたが、石見圏域にマスクがない。先般の新聞報道では出雲市が関連姉妹都市に3万枚送る、なおかつ出雲市は備蓄マスクが60、70万枚あるらしい。浜田市にはどれくらいの備蓄があってどのような対応をされるかしっかり協議していきたい。

久保田市長 対策本部は立ち上げている。今日もこの後に本部会議を開く予定にしている。情報共有し、今後発生する事態にどのように対応するか、方針を出したい。

総務部長 2点目については総務部長からお答えする。

マスクの対応について。先般、上海の真如鎮に1万枚送ることで準備した。その他にも石嘴山市からもマスクのご要望をいただいている。いま浜田市はマスクを10万枚近く持っているがほとんどが古く、入替準備をしていたものなので積極的に配布はしていない。職員にはそれを配っている。上海には新しいマスクを送ったが、石嘴山市からは少し古くても良い、あれば送ってほしいという依頼があった。傷んだものは送れないので職員がある程度点検して、使えるものを1万枚用意して石嘴山市にも送る予定にしている。

医療機関に不足している場合は県が対応していると聞いている。市も追加で購入手配をしているが、いつ入ってくるか分からない。市としては、例えば介護施設等でどうしてもと要望があれば古くても使えるようなもので可能なら配布させていただくが、積極的に配れる状況ではないことをご理解いただきたい。もし感染が発生したら市内全体で連携し、イベントの今後の開催についても検討する。

川神議長 通常のマスク備蓄枚数と、入替期間のサイクルはどうなっているか。

総務部長 おおむね10年くらいは大丈夫だろうと判断して持っていたものが約8、9万枚。加えてこのような事態が発生する前に2万枚注文していた。通常の災害時では対応できる枚数を確保している。

川神議長 昨今はウイルスも極小化していてマスクも機能が高くなってきているので、昔のマスクが今のウイルスにどの程度対応するか微妙なところがある。できるだけ見直ししながら備蓄する。使えない備蓄には何の意味もないので、よろしく願います。

それ以外はよろしいか。

(「なし」という声あり)

では執行部はここで退席いただいて構わない。

《 執行部退席 》

4 陳情について

川神議長

今定例会議で取り扱う陳情を2月12日17時に締め切ったところ、8件の

提出があった。配付してある陳情付託案のとおり、総務文教委員会に3件、産業建設委員会に1件、それぞれ審査を付託するので、よろしく願います。

なお、陳情のうち4件については議員への配付のみとする。

5 政策討論会について

川神議長

私から1つ皆に再認識のお願いをしたい。

基本条例第12条「政策討論会」に趣旨が書いてある。「議会は市政に対する重要な施策及び課題に対して、議会として共通認識の醸成を図り合意形成を得るために政策討論会を開催するものとする」、これが大前提である。昨年に第1回目の政策討論会が開催できた。本来であれば自発的にいろんな団体・会派・さまざまな枠組みで行うものだと思うが、やはり委員会単位で政策討論議題を揉むのが最も現実的で効率的だと思う。昨年は3委員会同時にやらせてもらったが、委員会の中でも意識や作業に温度差もあり、質疑応答のような状態になり議論がなされていないのではないか。一部の議員からは、最終的に政策提言されたものの途中のプロセスが十分示されていないのではという反省もあった。

政策討論は何も一緒にする必要はない。委員会の中で十分議論が煮詰まったものは単独で出し、それに対して政策討論が行われれば良いと思っている。時間を割って同時にやると時間に追われて、質疑応答で終わってしまい、提案された政策が本当の意味で揉まれてはいないのではないか。十分煮詰まってない所に出せと言うのも問題であるし、また、そういうことを意識しないところにも問題がある。よって委員会でテーマを決めて進んでいただきたいと同時に、合わせてやる必要もない。

先般、3常任委員長をお呼びして流れや考え方を伺い、こちらの考えも示した。これをすることが議員の質を上げると共に、市民サービスの向上につながるという大前提にならないと駄目だと思っている。提言をするのが目的、条例を作るのが最終目的ではなく、その過程、議論が大事である。やるからには議会自らが乗り出して、市民のために1つの施策を作る、そういう政策形成能力を示しておく必要もある。どうぞ常任委員会を基軸にさまざまなテーマや議論をしっかりとやって、政策討論会幹事会にかけていただき、随時日程調整しながらやっていきたいと私は思っているし、常任委員会委員長にも一応ご理解をいただいたと思っている。全員協議会の席で皆に知っておいてもらいたい。

最後に、具体的に予算を伴うものになるとサマーレビューにあげないと間に合わない。つまり5月中旬あたりには政策討論会を開いてある程度揉んでいかないと難しい。そうなれば今年ではなく来年になる。焦る必要はないが早い立ち上げをして、皆で前向きに議論していただければと思う。予算が絡むものはそういうスケジュールがあるのでご理解いただきたい。このようなことは私が言わずとも基本条例に則して議員自らが積極的にやっていくものだが、昨年が1回目だったので、今年は是非、そうしたことを積極的に委員会で進めていただきたい。

澁谷議員

去年は8月提出となっていたが、今の話だと委員会でまとまればその時期に出せばいいし、まとまらなければ次年度分として出せばいいと聞こえたが、そのようなアバウトなことでも良いのか。

川神議長	<p>幹事会はどういう考え方なのかもすり合わせて提案していただかないと。</p> <p>幹事会ではそこまで深く議論していない。私から基本的な流れについてのアイデアを3常任委員長と話をしたことを皆にお諮りしているので、意見があればこちらが吸い取って進めることもできる。ただ、できなければ来年で良いという意味で言っているわけではない。特に予算が関わるものは6月という1つの目安があった方が予算反映しやすい。予算が通らないものや予算が必要にない提案なら別だが、予算が必要なものならサマーレビューに合わせたスケジュールを。間に合わなければ無理やり持っていく必要はあるのか。いい加減なものを出しても政策討論にならないのではと思う。</p>
澁谷議員	<p>期日が決まっているから逆算して努力するのであって、それがなくなるとゆっくりやる。政策討論会をやめる印象にも思える。</p>
川神議長	<p>個別で話をしよう。あくまでもやめるといった後ろ向きの話をするつもりはまったくない。常任委員長にお願いしたのは、もしも6月に間に合わせるなら今までより更に回数を増やし、意味のある議論を何度もやってほしいという話をした。そのために、期間をある程度決めて予算を取るなら、開催回数を増やしていただけないかとも言った。できなければ今年でなくても良いという意味で言っているのではない。澁谷議員とはまた話をさせていただきたい。</p> <p>皆も納得できなければ、まず常任委員長に話をしているところを通じて、また何なら幹事会とはしっかり話をしよう。私の説明に不十分な点があったことをお詫びする。よろしいか。</p> <p>(「はい」という声あり)</p>

6 その他

(1) 令和2年度議会報告会（地域井戸端会）日程等について

川神議長	議会広報広聴委員会、三浦委員長。
三浦委員長	<p>(以下、資料をもとに説明)</p> <p>ただいまの件について、議員から質疑はあるか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>

(2) 令和2年3月浜田市議会定例会議のケーブルテレビ放送について

川神議長 古森局長	<p>事務局長。</p> <p>(以下、資料をもとに説明)</p> <p>ただいまの件について、確認しておきたいことはあるか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
--------------	---

(3) その他

川神議長 古森局長	<p>事務局長。</p> <p>松原小学校の6年生の児童25人の議会傍聴について。</p> <p>2月17日の議会運営委員会において、明日26日（水）10時からとお知らせしていたが、学校側の都合により明後日27日（木）10時からに変更となったのでお知らせする。山水海の会派代表質問の予定が、三浦議員の個人一般質問の時間帯に変わる。</p>
--------------	---

川神議長

最後に、議員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、以上で全員協議会を閉会する。

[15 時 10 分 閉議]

浜田市議会全員協議会規程第6条の規定により、ここに全員協議会記録を作成する。

浜田市議会議長 川 神 裕 司